

# 第6回 教育委員会会議録

令和3年4月28日

1	開 会
2	会議録署名委員の指名 ～ 高澤委員，瓜委員
3	前回会議録の承認 ～ 山本委員，高澤委員 承認
4	報 告 報告第1号 教育長報告
5	その他
6	出席教育委員 教 育 委 員 山 本 由美子 教 育 委 員 瓜 郁 夫 教 育 委 員 高 澤 司 教 育 長 高 橋 雅 明
7	傍聴人を除き他に議場に出席した者 学 校 教 育 課 長 尾 堂 裕 之 社 会 教 育 課 長 梶 哲 也 学 校 教 育 課 主 幹 入 澤 克 司 学 校 教 育 課 指 導 主 事 内 潟 昭 仁
8	傍聴人 2人
	会議時間：15時～15時20分

教 育 長	<p>報告第1号 教育長報告について</p> <p>次の2点について報告。</p> <p>1 4月の行事等（空知官界教育委員会教育長会議，小中学校入学式，赤平幼稚園入園式，空知教育局指導主事教育委員会訪問，赤平市教育研究推進協議会総会，令和3年度第1回学校運営協議会）について</p> <p>2 絵本の寄贈について （赤平成年会議所青年部から幼稚園・各小学校等へ）</p>
教 育 委 員	(質問なし。)
学校教育課長	<p>報告第2号 教育委員会企画員の委嘱について</p> <p>教育委員会企画員の委嘱について報告。</p> <p>赤平市教育委員会企画員として，豊里小学校長，赤平中学校教頭を任命し委嘱したもので，いずれも新任となります。</p> <p>委嘱期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。</p>
教 育 委 員	(質問なし。)
教 育 長	<p>それでは，報告を終了し議案に移ります。議案第1号赤平市学校教育推進計画の策定について，事務局からご説明いたします。</p>
学校教委課長	<p>議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>「第6次赤平市総合計画」に合わせ，「北海道総合教育大綱」を参酌し，新たに令和2年度からの5年間の期間として策定しました「赤平市教育大綱」に関連する計画として，事前配付しておりました別添の「赤平市学校教育推進計画」を策定いたしたく提案するものです。</p> <p>計画書の1ページをお願いいたします。「1 教育推進計画策定の趣旨」ですが，本市における教育課題の解決と地域創生の実現に向けて，赤平市が目指す教育の全体像を学校教育の視点を中心に示すものです。</p> <p>「2 教育推進計画の位置付け」ですが，教育基本法第17条第2項に基づく教育振興のための施策に関する基本的計画で，北海道教育推進計画に準じて整理しております。</p> <p>「3 学校教育推進計画の期間」は，令和2年度から6年度までの5年間とするものです。</p> <p>「4 学校教育推進計画の構成」ですが，2ページから8ページまでは赤平市における教育の現状と課題，9ページから11ページまでは赤平市が目指す教育の基本理念と目標，12ページ以降が本計画の根幹となる，赤平市の教育施策項目と重点の部分になります。</p> <p>事前に計画案を配付しておりますので詳細の説明は省略させていただきますが，特に教育施策項目と重点につきましてのご意見等賜りたいと存じます。</p> <p>以上，よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>

教 育 長	ご意見ご質問はございませんか。
山 本 委 員	学力の推移や子ども達の将来の見通しが立っていないことなど、課題を具体的に記載していただいていると幸いです。
瓜 委 員	まとめとしては素晴らしいが、厳しい現状であることを改めて考えさせられる内容となっている。学力向上に関しては、家庭の協力も欠かせないと感じています。
教 育 長	議案第1号については、承認することに決定してよろしいですか。
教 育 委 員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで、) 議案第1号は承認といたします。
教 育 長	続きまして、議案第2号赤平市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則の一部改正について、事務局からご説明いたします。
学校教委課長	<p>赤平市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則の一部改正について、提案の趣旨をご説明いたします。</p> <p>赤平市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めたいので、これを付議するものです。</p> <p>改正の理由としましては、下段に記載しておりますが預かり保育が緊急に必要な場合利用申込書の提出期限に特例を設け柔軟に対応するため、また、申請者が記入しやすいように様式第1号の保育利用欄を細分化するとともに添付書類についての説明を加えるため、併せて、申請者の押印廃止を目的に関係様式を調製するためです。</p> <p>6ページから7ページまでは改正規則の本文、8ページから9ページまでの参考資料は新旧対照表です。8ページの第4条は利用申込書の提出期限を規定したのですが、緊急対応するためにただし書きを追加するものです。また、様式第1号に理由等を明記するとともに添付資料の説明書きを加えることで申請者の利便性を図り、様式第6号は様式第1号とともに申請者の押印を廃止するため申請書欄の印マークを削除するものです。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
教 育 長	ご意見ご質問はございませんか。
山 本 委 員	緊急を要する場合というのが追加になったのですね。
学校教育課長	今までは1週間前までに利用申込書を提出することにはなっていましたが、保護者の通院や看護等で緊急の場合は提出することが難しいこともあろうかと思っておりますので、幼稚園の意向も受けて、柔軟に対応できるよう改正したいと考えました。
教 育 長	議案第2号については、承認することに決定してよろしいですか。
教 育 委 員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで、) 議案第2号は承認といたします。

教 育 長	<p>続きまして、議案第3号令和3年度赤平市人材育成・定住促進奨学生の決定について、事務局からご説明いたします。</p>
学校教委課長	<p>令和3年度赤平市人材育成・定住促進奨学生の決定についてご説明いたします。</p> <p>令和3年度赤平市人材育成・定住促進奨学金の貸与を願い出た者につきまして、「赤平市人材育成・定住促進奨学金貸与条例」第3条において、「奨学生は、その在学する、又は在学した学校等の長の推薦した者の中から、赤平市教育委員会が決定する。」と規定されておりますことから、本日まで申請がありました、11ページの別紙候補者について付議するもので、個人情報関係上、議案の別紙につきましては、氏名、保護者、住所欄を空欄にしております。なお、議案とは別に配付しております「申請者一覧」資料に、申請者の家族状況、世帯の所得状況等を記載しておりますが、この「申請者一覧」につきましては、審議終了後に回収させていただきます。</p> <p>申請のあった者は12名で、奨学生の資格について事務局にて審査を行った結果、特に問題のある申請者はおりませんでしたので、申請者全員を「貸付可」としてよろしいかをお伺いするものです。</p> <p>以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
教 育 長	ご質問はございませんか。
教 育 委 員	(質問なし。)
教 育 長	議案第3号については、承認することに決定してよろしいですか。
教 育 委 員	(異議なし。)
教 育 長	(全員異議なしということで、) 議案第3号は承認といたします。
教 育 長	(その他なし。) それでは、事務局から報告がございます。
学校教委課長	<p>次の3点について報告。</p> <p>1 市内小中学校の運動会・体育大会は、来賓なしの午前開催で実施する予定</p> <p>2 赤平市地域おこし協力隊企画イベント(炭鉱の音楽会(春の章))</p> <p>3 次回の教育委員会(令和3年5月28日(金)午後3時予定)</p>
教 育 長	以上を持ちまして、第6回教育委員会を終了いたします。
<p>署名委員</p> <p>署名委員</p> <p>書 記 学校教育課 総務・学校教育担当主幹</p>	